

第3期

栗東市障がい福祉計画

(平成24年度～平成26年度)

平成24年3月

栗東市

はじめに

障がいのある人を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」により、障がい種別に関わらずサービスを利用できるよう仕組みが一元化されたことから、施策や事業が再編されました。平成22年12月には「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行により、発達障がいを支援の対象とすることが明記され、障がい福祉制度の枠組みに明確に位置づけられました。



こうした社会的変化を踏まえて、第2期計画の見込量に対する現状把握、地域における課題等を踏まえたうえで障がい者のニーズを勘案して、障がい福祉サービスの目標値と必要なサービス見込量を確保するための方策として、平成24年度から平成26年度までの「第3期栗東市障がい福祉計画」を策定致しました。

計画策定にあたっては、「栗東市障がい者基本計画」の理念にもとづき「地域で共に暮らすまちづくり」を基本目標として、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で家族や仲間とともに、いつまでも安心して暮らせるまちを目指して、「相談支援体制や権利擁護の支援体制の充実」「地域生活のための総合的な支援体制の充実」「就労支援の強化」「精神障がい者に対する支援の充実」「発達障がい者に対する支援の充実」の5つの柱を基本方針として掲げております。第5次総合計画のなかにもありますように、障がいのある人の自立と社会参加を促進するまちづくりに取り組み、障がいのある人も、ない人も、安心して暮らせる“ノーマライゼーション”の社会の実現を目指してまいります。

計画の策定にあたりましてご尽力いただきました第3期栗東市障がい福祉計画策定委員会の皆様や、貴重なご意見をいただきました障がい者関連団体等をはじめ多くの皆様に厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

栗東市長 野村 昌弘

目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 法的位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 第3期障がい福祉計画策定における留意点・・・・・・・・ 3

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

- 1 障がいのある人の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 障がいのある人の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 障がいのある人の社会参加の状況・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 教育環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (2) 就業状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 障がいのある人への生活支援の状況・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (1) 公的サービスの現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (2) 人的資源の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (3) 入所・通所施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 4 第2期計画の障がい福祉サービスの実績・・・・・・・・・・・・ 27
 - (1) 訪問系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - (2) 日中活動系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - (3) 居住系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
 - (4) 相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - (5) 地域生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

第3章 基本理念

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第4章 計画の基本方針

- 1 相談支援体制や権利擁護の支援体制の充実・・・・・・・・ 36
- 2 地域生活のための総合的な支援体制の充実・・・・・・・・ 36

3	就労支援の強化	37
4	精神障がい者に対する支援の充実	38
5	発達障がい者に対する支援の充実	38

第5章 サービス見込量と確保のための方策

1	平成26年度の障がい福祉サービスの整備目標	40
2	障がい福祉サービス等の必要な見込み及び見込量確保のための方策	42
	(1) サービス目標量設定の考え方	42
	(2) 訪問系サービス	42
	(3) 日中活動系サービス	45
	(4) 居住系サービス	50
	(5) 相談支援・地域移行支援・地域定着支援	52
3	地域生活支援事業の必要な見込み及び見込量確保のための方策	53
	(1) 相談支援事業	53
	(2) コミュニケーション支援事業	54
	(3) 日常生活用具給付等事業	55
	(4) 移動支援事業	55
	(5) 地域活動支援センター	56
	(6) その他のサービス	57

第6章 計画の推進体制

1	計画の推進体制	58
2	地域における各種関係団体、民間企業等との連携	58

参考資料

1	第3期栗東市障がい福祉計画策定委員会策定委員名簿	59
2	栗東市障がい福祉計画策定委員会設置要綱	60
3	策定経過	62
4	用語解説	63

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援することを目的とした「障害者自立支援法」が平成18年度に施行され、障がい福祉サービスは身体障がい・知的障がい・精神障がいの三障がいを一元化した新体系のサービスとして実施することになりました。「利用者への応益負担の導入」や「事業者への報酬の日額払い方式の導入」など、制度の大幅な見直しが行われたことから、法施行後も、利用者や事業者、関係団体等から様々な問題点や課題が指摘されてきました。

そこで、国は、「利用者負担の軽減」、「事業者に対する激変緩和措置」、「新法への移行等のための緊急的な経過措置」を実施し、さらに、「障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置」として「利用者負担の更なる軽減」、「事業者の経営基盤の強化」、「グループホーム等の整備促進」を平成20年度から実施することとしました。

このような状況の中、障がい者福祉制度について、現在、障がい者制度改革推進会議や総合福祉部会で新しい制度づくりに向けて議論が行われており、平成25年度に「(仮称)障害者総合福祉法」が施行される予定となっています。障害者総合福祉法施行までのつなぎ法として、障害者自立支援法等の一部を改正する法律が平成22年12月に成立しています。具体的には、「応益負担」から支払い能力に応じた「応能負担」にするとともに、発達障がいを支援の対象とすることが明記され、障がい福祉制度の枠組みに明確に位置づけられました。

また、身近な地域における障がい児支援の充実、障がい者の地域生活を進めるためのグループホームの家賃助成の創設、さらには発達障がい児者の支援に必要な相談支援の強化などが盛り込まれています。

障がい者の生活ニーズを把握し、当事者、関係団体、事業者、行政、関係機関等が連携してケアマネジメントの視点にたった総合的・継続的な支援ができる仕組みを一層強化していくとともに、誰でも安心・安全に暮らせるまちづくりのための環境整備が求められています。

こうした社会的な変化を踏まえ、障害者自立支援法に基づく「第2期栗東市障がい福祉計画」の見直しを行い、「第3期栗東市障がい福祉計画」を策定するものです。

2 計画の性格

(1) 法的位置づけ

この計画は、障害者自立支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」の第3期計画として策定するものです。

計画の内容については、第五次栗東市総合計画との調整を図りつつ「栗東市障がい者基本計画」を継承し、3年度を1期とした各年度における障がい福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めるものです。

	障がい福祉計画	(参考)障がい者基本計画
根拠法令	障害者自立支援法 (平成18年4月1日施行)	障害者基本法 (平成23年8月5日一部改正法施行)
性 格	<ul style="list-style-type: none"> 各年度における障がい福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の福祉に関する施策および障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画(障害者基本法第11条) 長期的な見通しにたって効果的な障がい者施策の展開を図る計画
位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者計画の「生活支援」を中心とした施策の具体的な数値目標 	<ul style="list-style-type: none"> 国の「障害者基本計画」および「滋賀県障害者施策長期構想2010」を基本とした栗東市総合計画の部門計画

(2) 第3期障がい福祉計画策定における留意点

障害者自立支援法の施行及び平成22年12月に成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成26年度末の数値目標を設定するとともに、平成24年度から平成26年度までの第3期障がい福祉計画を作成するものです。

【主な改正内容】

改正障害者基本法を踏まえた規定の整備

平成23年7月に成立した障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）による障害者基本法（昭和45年法律第84号）の目的規定の改正内容について、障がい福祉計画の基本的理念の中に盛り込む。

整備法による障害者自立支援法の改正を踏まえた規定の整備

相談支援体制の充実・強化

相談支援体制の充実・強化を図るため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターや自立支援協議会の具体的な機能や在り方を明確化する。

障がい福祉計画の作成のための体制の整備

市町村及び都道府県が障がい福祉計画を作成するにあたり、自立支援協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされたことを踏まえ、同協議会を活用することを明記する。

地域主権改革を踏まえた規定の整備

地域主権改革において、平成24年4月1日以降は、市町村障がい福祉計画を策定又は変更する場合に、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる義務が努力義務となったが、できる限り地域住民の意見を反映させることが望ましい旨明確化する。また、これまで障がい福祉計画に定める事項だったものが、今般改正により定めるよう努めなければならない事項になったもの等についても明確化する。

障害者虐待防止法の成立を踏まえた規定の整備

平成23年6月に成立した障害者虐待防止法(平成23年法律第79号)を踏まえ、都道府県障害者権利擁護センター、市町村障害者虐待防止センターを中心として虐待防止に向けたシステムの整備に取り組むこと等の規定を盛り込む。

第2章

障がいのある人を取り巻く現状

1 障がいのある人の推移

(1) 人口の推移

本市の人口は、平成23年度現在65,082人となっており、増加傾向にあります。

年齢階層別で見ると、65歳以上の増加が多くなっています。

表1 人口の推移

(単位：人)

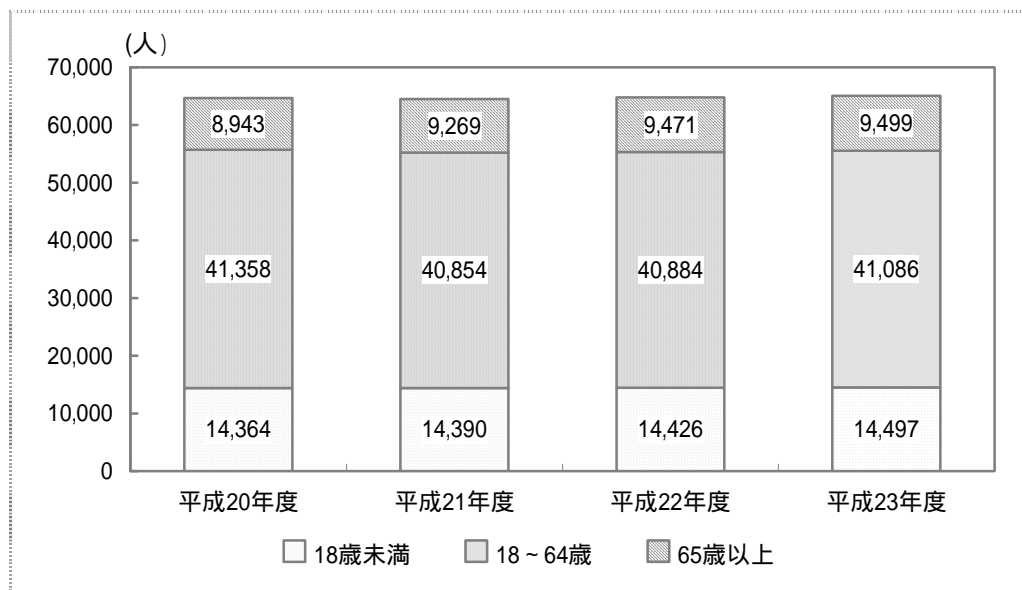
区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
18歳未満	14,364	14,390	14,426	14,497
18～64歳	41,358	40,854	40,884	41,086
65歳以上	8,943	9,269	9,471	9,499
計	64,665	64,513	64,781	65,082

各年度3月31日現在

平成23年度は、5月31日現在

資料：住民基本台帳・外国人登録

図1 人口の推移



(2) 障がいのある人の推移

ア 身体障がいのある人

身体障がい者数は、平成23年度現在1,886人となっており、増加傾向にあります。

年齢階層別で見ると、65歳以上の増加が多くなっています。

等級別で見ると、重度障がい者(1級、2級)が45.7%となっています。

表2 年齢別身体障がい者手帳交付数の推移 (単位:人)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
18歳未満	73	65	67	73
18～64歳	652	638	641	642
65歳以上	1,058	1,097	1,154	1,171
計	1,783	1,800	1,862	1,886

各年度3月31日現在

平成23年度は、5月31日現在

資料:社会・障がい福祉課

図2 年齢別身体障がい者手帳交付数の推移

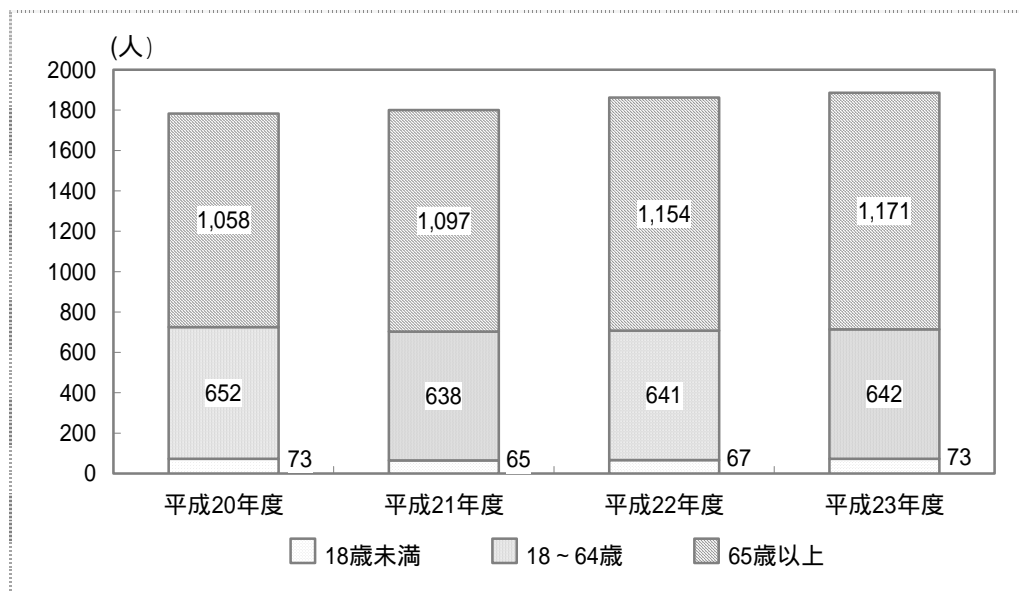


表3 障がい等級別身体障がい者手帳交付数の推移 (単位：人)

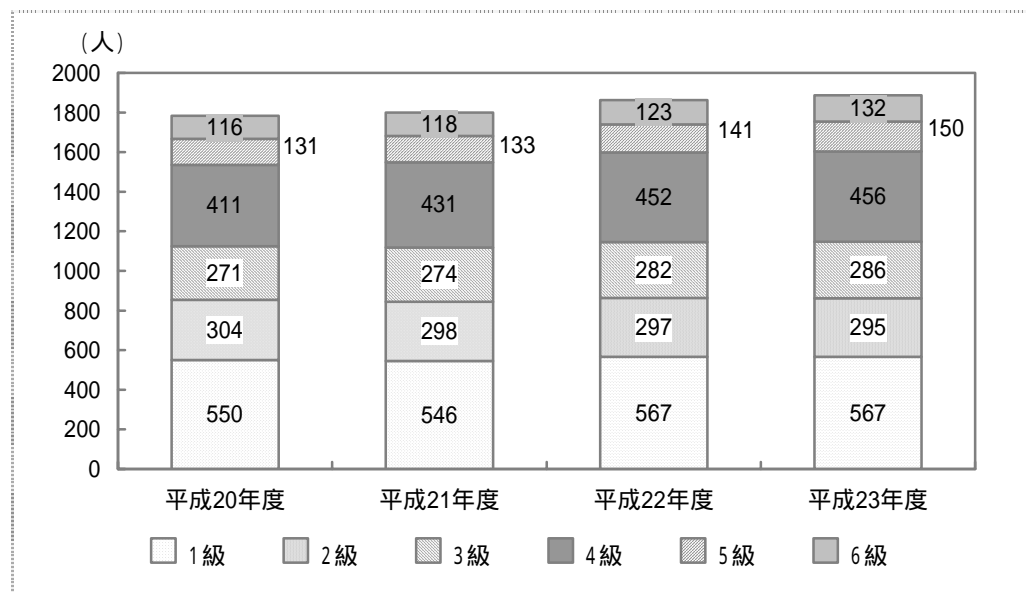
区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1級	550	546	567	567
2級	304	298	297	295
3級	271	274	282	286
4級	411	431	452	456
5級	131	133	141	150
6級	116	118	123	132
計	1,783	1,800	1,862	1,886

各年度3月31日現在

平成23年度は、5月31日現在

資料：社会・障がい福祉課

図3 障がい等級別身体障がい者手帳交付数の推移



イ 知的障がいのある人

知的障がい者数は、平成23年度現在398人となっており、増加傾向にあります。

年齢階層別でみると、18～64歳の増加が多くなっています。

判定別でみると、重度障がい者（A判定）が36.2%となっています。推移をみると、A判定は変化がみられず、B判定が増加しています。

表4 年齢別療育手帳交付数の推移 (単位：人)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
18歳未満	146	146	147	150
18～64歳	213	219	220	235
65歳以上	14	13	13	13
計	373	378	380	398

各年度3月31日現在 平成23年度は、5月31日現在
資料：社会・障がい福祉課

図4 年齢別療育手帳交付数の推移

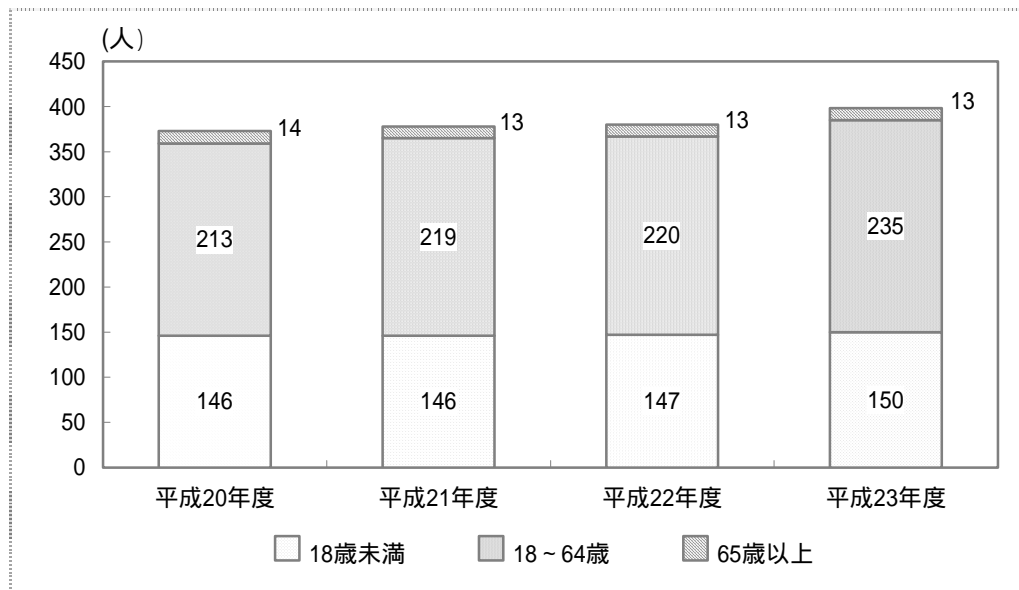


表5 判定別療育手帳交付数の推移 (単位：人)

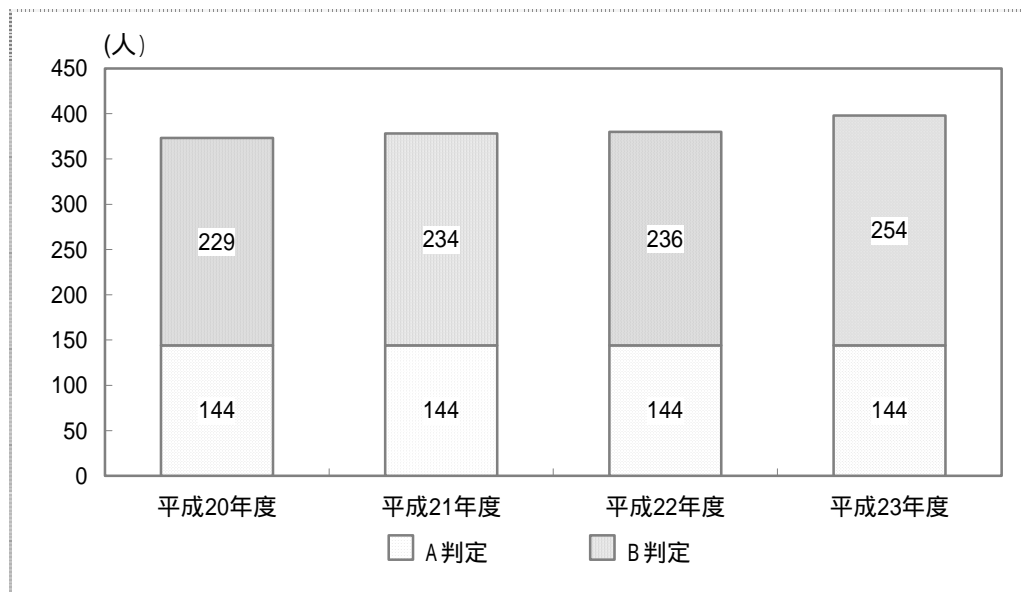
区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
A判定	144	144	144	144
B判定	229	234	236	254
計	373	378	380	398

各年度3月31日現在

平成23年度は、5月31日現在

資料：社会・障がい福祉課

図5 判定別療育手帳交付数の推移



ウ 精神障がいのある人

精神障がい者数は、平成23年度現在216人となっており、増加傾向にあります。

年齢階層別で見ると、18～64歳の増加が多くなっています。

等級別で見ると、中度障がい者（2級）が59.7%となっています。推移をみると、3級が増加しています。

表6 年齢別精神障がい者保健福祉手帳交付数の推移 (単位：人)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
18歳未満	1	1	1	1
18～64歳	158	166	180	185
65歳以上	29	30	30	30
計	188	197	211	216

各年度3月31日現在

平成23年度は、5月31日現在

資料：社会・障がい福祉課

図6 年齢別精神障がい者保健福祉手帳交付数の推移

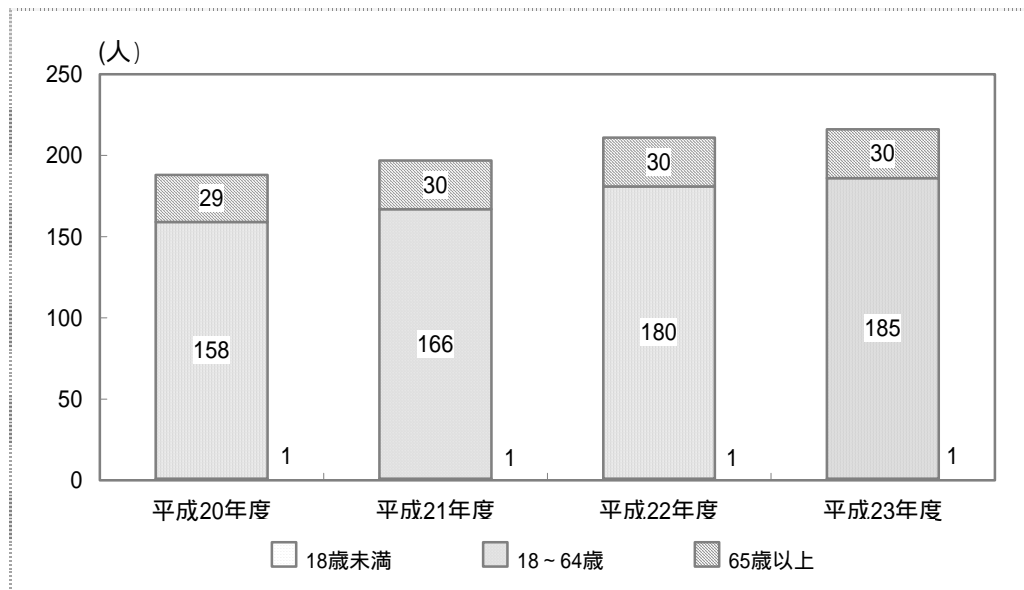


表7 障がい等級別精神障がい者保健福祉手帳交付数の推移 (単位：人)

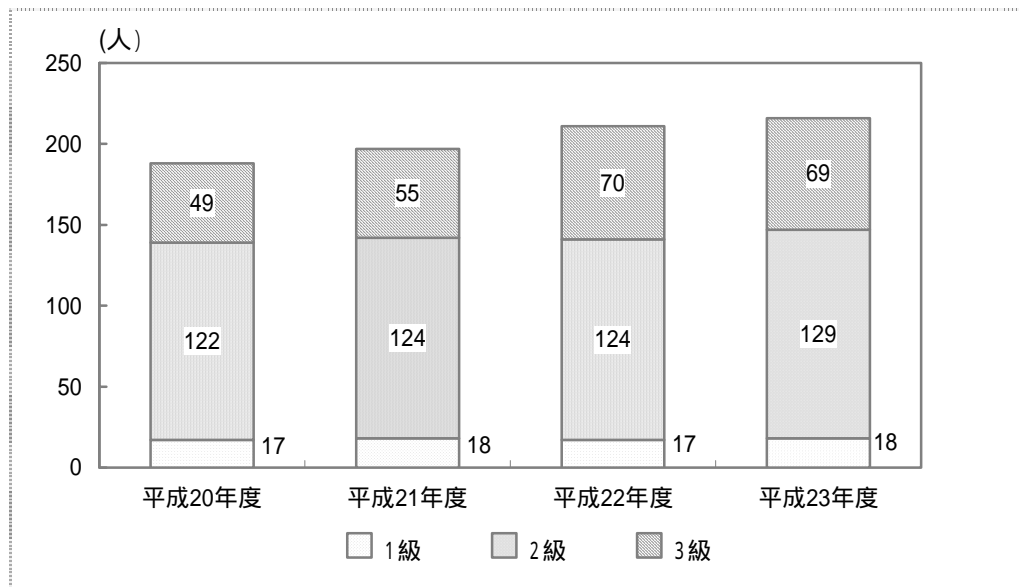
区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1級	17	18	17	18
2級	122	124	124	129
3級	49	55	70	69
計	188	197	211	216

各年度3月31日現在

平成23年度は、5月31日現在

資料：社会・障がい福祉課

図7 障がい等級別精神障がい者保健福祉手帳交付数の推移



エ 難病患者

潰瘍性大腸炎が特に多く、67人となっています。次いで、パーキンソン病関連疾患が40人となっています。

表8 特定疾患患者数 (単位：人)

病名	患者数
潰瘍性大腸炎	67
パーキンソン病関連疾患	40
全身性エリテマトーデス	26
後縦靭帯骨化症	15
特発性拡張型(うっ血型)心筋症	15
クローン病	14
強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	12
網膜色素変性症	11
特発性血小板減少性紫斑病	10
多系統萎縮症	9
サルコイドーシス	8
混合性結合組織病	8
多発性硬化症	7
重症筋無力症	7
原発性胆汁性肝硬変	7
特発性大腿骨頭壊死症	7
ベーチェット病	6
筋萎縮性側索硬化症	6
脊髄小脳変性症	6
悪性関節リウマチ	5
モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	3
再生不良性貧血	2
結節性動脈周囲炎	2
ビュルガー病	2
天疱瘡	2
ウェゲナー肉芽腫症	2
広範脊柱管狭窄症	2
慢性炎症性脱髄性多発神経炎	2
その他	12
計	315

平成23年3月31日現在
資料：草津保健所

オ 小児慢性特定疾患数

小児慢性特定疾患患者数は、平成22年度3月末において93人となっており、内分泌疾患に次いで慢性心疾患の患者数が多くなっています。

2 障がいのある人の社会参加の状況

(1) 教育環境

ア 小学校就学前の障がい児の教育・発達支援

本市においては、平成22年4月に子ども発達支援室を設置し、発達障がいがある(疑いを含む)子どもとその家族の支援を開始しました。また乳児期から学齢期までの子どもの発達支援に向けて、子ども発達支援室を中心とした母子保健・保育・教育・福祉を連動したシステムを構築しました。現在、このシステムの中で支援を受けている子どもは、14頁の通りとなっています。

なお、自立支援給付対象事業の「たんぼぼ教室」の利用者数は以下の通りです。

表9 心身障がい児通園施設(通園児数)の推移 (単位:人)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
たんぼぼ教室	75	74	74	70

各年度3月31日現在 平成23年度は、10月1日現在
資料:子ども発達支援室

イ 特別支援学校

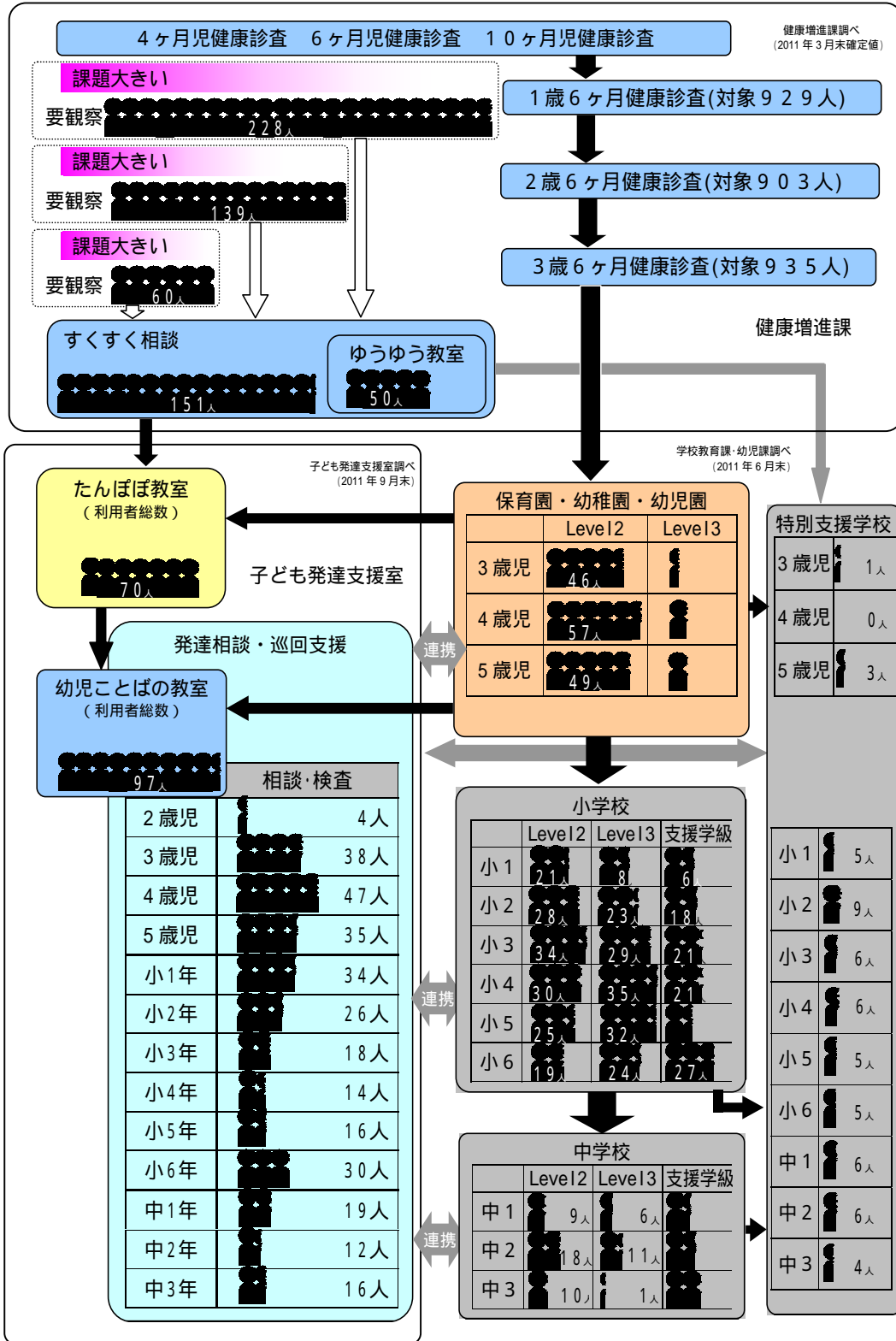
在学者数は平成23年度現在92人で増加傾向にあります。学部別には、幼稚部3人、小学部34人、中学部17人、高等部38人となっています。

表10 特別支援学校の在学者数の推移 (単位:人)

学校	栗東市の在学者数				
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
県立聾話学校	幼稚部	3	6	3	3
	小学部	4	4	5	4
	中学部	2	1	2	2
	高等部	2	3	3	3
県立盲学校	幼稚部	0	0	0	0
	小学部	0	0	0	0
	中学部	0	1	1	0
	高等部	1	0	0	0
県立草津養護学校	小学部	13	12	10	7
	中学部	8	6	4	4
	高等部	10	9	8	7
県立野洲養護学校	小学部	6	10	19	21
	中学部	3	3	6	6
	高等部	6	9	16	16
その他(長浜高等・甲南高等・三雲・滋賀大附属養護特別支援学校)	小学部	0	2	2	2
	中学部	0	1	2	5
	高等部	8	11	10	12
幼稚部計	3	6	3	3	
小学部計	23	28	36	34	
中学部計	13	12	15	17	
高等部計	27	32	37	38	
総合計	66	78	91	92	

各年度5月1日現在 平成23年度は、5月31日現在
資料:各学校

図8 発達支援と教育環境（イメージ）

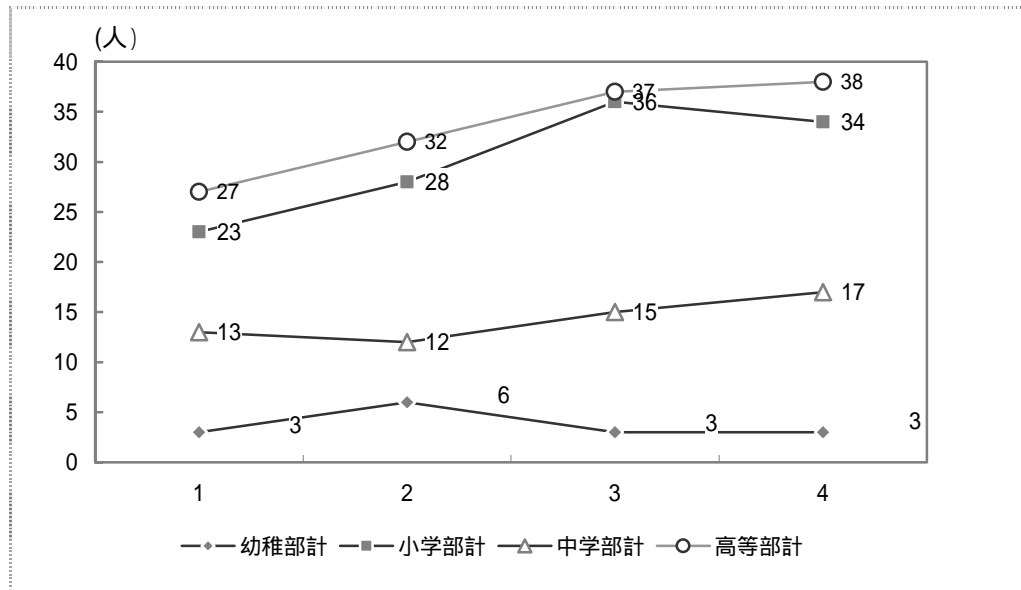


値はいずれも2011年10月1日現在

図中の「Level」は、以下の分類区分の基準に基づいています。

	小中学校	保育・幼稚園
支援レベル2	児童生徒の特性を理解し、個別の指導計画の作成および適宜支援の継続が必要	幼児の特性を理解し、個別の指導計画の作成、および適宜支援の継続が必要
支援レベル3	個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成、IT・個別指導・取り出し等、校内での支援や通級指導教室による支援等が必要	個別の指導計画の作成、および個別支援（1：1）の継続が必要

図9 判定別療育手帳交付数の推移



ウ 小学校・中学校の特別支援学級

特別支援学級在学者数は平成23年度現在166人となっています。障がい別には、知的障がいのある人が多く、65.1%を占めています。

また、通級による指導を受けている児童生徒は、平成23年度現在68人となっています。

表11 児童生徒が通う小学校・中学校の特別支援学級の在学状況 (単位：人)

区分	在学者数									
	小学校						中学校			計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
知的障がい	11	9	12	15	8	20	9	12	12	108
情緒障がい	3	6	6	7	5	7	3	4	8	49
肢体不自由	1	1	0	0	0	0	1	0	0	3
視覚障がい	1	0	1	0	0	0	0	1	0	3
難聴	0	2	0	0	0	1	0	0	0	3
計	16	18	19	22	13	28	13	17	20	166

平成23年5月1日現在
資料：学校教育課

表12 通級による指導を受けている児童数の推移 (単位：人)

区分	小学生	中学生	計
平成20年度	67	1	68
平成21年度	57	0	57
平成22年度	78	3	81
平成23年度	64	4	68

各年度5月1日現在
資料：学校教育課
市ことばの教室通室は除く

(2) 就業状況

滋賀県の障がい者の実雇用率は横ばいで推移しており、平成22年度では1.69%となっています。法定雇用率達成企業の割合は56.5%であり、増加傾向にあります。

公共職業安定所の新規求職申込件数は年々増加してきましたが、平成22年度では336件と平成21年度より減少しました。

公共職業安定所に登録している障がいのある人は、1,991人であり、そのうち、身体障がいのある人が54.8%、知的障がいのある人が26.1%、精神障がいのある人が19.1%となっています。

表13 障がい者雇用の推移状況（滋賀県）

区分	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
企業数(社)	609	577	584
(内法定雇用率達成企業数)(社)	330	322	330
法定雇用率達成企業の割合(%)	54.2	55.8	56.5
基礎労働者数(人)	109,029	106,045	107,204
(内障がい者数)(人)	1,800	1,773	1,809
実雇用率(%)	1.65	1.67	1.69

各年度6月1日現在
資料：草津公共職業安定所
企業は県内に本社があり、56人以上雇用している企業

表14 障がい者の新規求職申込数等（草津所管内）

区分	平成21年度		平成22年度	
	知的 精神等	身体	知的 精神等	身体
新規求職申込数(件)	347		336	
就職件数(件)	111		160	
新規登録者数(人)	122	95	113	67
有効求職数(人)	140	156	215	184
就業中の者(人)	376	568	378	564
保留中の者(人)	287	347	287	343

各年度3月31日現在
資料：草津公共職業安定所

表 15 公共職業安定所に登録している障がいのある人の状況（草津所管内）

区分	登録者数		有効求職者		就業者		保留中		
	人	%	人	%	人	%	人	%	
	身体障がい者	視覚	64	3.2	9	2.3	35	3.6	20
聴覚・言語等		210	10.5	28	7.0	149	15.5	33	5.2
上肢		250	12.5	38	9.5	130	13.5	82	13.0
下肢		272	13.7	51	12.8	129	13.4	92	14.6
体幹		53	2.7	8	2.0	25	2.6	20	3.2
脳病変		11	0.6	0	0	6	0.6	5	0.8
内部障がい		231	11.6	50	12.5	90	9.4	91	14.4
小計		1,091	54.8	184	46.1	564	58.6	343	54.4
知的障がい者	519	26.1	82	20.6	310	32.2	127	20.2	
精神障がい者等	381	19.1	133	33.3	88	9.1	160	25.4	
計	1,991	-	399	-	962	-	630	-	

平成 23 年 3 月 31 日現在
資料：草津公共職業安定所

法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障がい者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障がい者は、身体障がい者又は知的障がい者である（なお、精神障がい者は雇用義務の対象ではないが、精神障がい者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

民間企業	<ul style="list-style-type: none"> 一般の民間企業 1.8% <li style="padding-left: 20px;">（56人以上規模の企業） 特殊法人 2.1% <li style="padding-left: 20px;">〔労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人〕
国、地方公共団体	2.1%
		（48人以上規模の機関）
都道府県等の教育委員会	2.0%
		（50人以上規模の機関）

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障がい者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

重度身体障がい者又は重度知的障がい者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しているものとしてカウントされる。重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障がい者及び知的障がい者並びに精神障がい者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

（平成21年4月施行）

3 障がいのある人の生活支援の状況

(1) 公的サービスの現状

ア 在宅生活支援サービス

(ア) 補装具の交付・修理

補装具の交付・修理は増減を繰り返しており、平成22年度で160人、平成23年度は5月末までに49人の利用がありました。

表16 補装具の交付・修理の利用推移 (単位：人)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用延人数	162	180	160	49

各年度3月31日現在

平成23年度は、5月31日現在

資料：社会・障がい福祉課

(イ) 心身障がい児・者紙おむつ助成制度

心身障がい児・者紙おむつ助成制度は横ばいで推移していましたが、平成23年度で利用者が増加し、60人の利用がありました。

表17 心身障がい児・者紙おむつ助成制度の利用推移 (単位：人)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
対象人数	52	51	51	60

各年度3月31日現在

平成23年度は、5月31日現在

資料：社会・障がい福祉課

(ウ) 在宅重度障がい者住宅改造費助成制度

在宅重度障がい者住宅改造費助成制度は平成22年度では利用者がありませんでした。

表18 在宅重度障がい者住宅改造費助成制度の利用推移

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用件数(件)	4	7	0	0
助成額(円)	1,192,000	2,067,000	0	0

各年度3月31日現在

平成23年度は、7月31日現在

資料：社会・障がい福祉課

イ 保健・医療サービス

(ア) 自立支援医療（育成）の給付

自立支援医療（育成）受給者数は、平成22年度で31人、平成23年度は5月末までに5人の利用がありました。

表19 自立支援医療（育成）受給者数の推移 (単位：人)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
肢体不自由	6	7	4	0
視覚障がい	2	3	2	1
聴覚・平衡機能障がい	5	3	1	0
音声・言語機能障がい	14	12	10	2
心臓障がい	8	1	9	0
じん臓障がい	0	0	2	0
その他内臓障がい	11	7	3	2
計	46	33	31	5

各年度3月31日現在 平成23年度は、5月31日現在
資料：社会・障がい福祉課、草津保健所

(イ) 自立支援医療（更生）の給付

自立支援医療（更生）受給者数は、増加傾向にあり、平成22年度で249人、平成23年度は5月末までに53人の利用がありました。

表20 自立支援医療（更生）受給者数の推移 (単位：人)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
肢体不自由	16	24	55	7
視覚障がい	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障がい	0	0	0	0
心臓障がい	31	33	61	9
じん臓障がい	35	106	122	33
その他内臓障がい	6	3	11	4
計	88	166	249	53

各年度3月31日現在 平成23年度は、5月31日現在
資料：社会・障がい福祉課

(ウ) 自立支援医療（精神通院）の給付

自立支援医療（精神通院）受給者数は、増加傾向にあり、平成23年度では518人の申請者がありました。

表21 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移 (単位：人)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
申請者数	454	355	390	518

各年度3月31日現在 平成23年度は、5月31日現在
資料：社会・障がい福祉課

(エ) 重度心身障がい老人等医療費の助成

重度心身障がい老人等医療費の助成実績は、受給者数は増加傾向にあり、平成23年度では632人の受給者がありました。1人当りの助成額は減少傾向にあります。

表22 重度心身障がい老人等医療費の助成実績の推移

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
受給者数(人)	565	532	626	632
年間受診件数(件)	19,992	16,790	14,470	17,000
1人当り助成額(円)	108,702	97,633	76,874	73,196

各年度3月31日現在 平成23年度は、7月31日現在
資料：総合窓口課

(オ) 福祉医療費の助成

福祉医療費の助成実績は、受給者数は横ばいで推移しており、平成23年度では865人の受給者がありました。

表23 福祉医療費の助成実績の推移

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
受給者数(人)	911	832	873	865
年間受診件数(件)	24,218	21,974	18,319	21,500
1人当り助成額(円)	176,104	195,114	160,558	163,190

各年度3月31日現在 平成23年度は、5月31日現在
資料：総合窓口課

(2) 人的資源の現状

ア 各種専門職の状況

各種専門職の状況は、保健師が16人、社会福祉士が7人、心理判定員が3人、理学療法士、手話通訳士、精神保健福祉士が各々1人となっています。

表24 市内の障がい者関連専門職の状況 (単位：人)

職種	人数	職種	人数	職種	人数
作業療法士	0	保健師	16	社会福祉士	7
理学療法士	1	手話通訳士	1	精神保健福祉士	1
心理判定員	3	介護福祉士	0	言語療法士	0
看護師	0	栄養士	2		

平成23年10月1日現在
資料：社会・障がい福祉課

イ ボランティア団体等の状況

(ア) ボランティア団体

ボランティア登録者数は減少傾向にあり、平成23年度では369人となっています。

表25 ボランティア登録団体・登録人数の推移

区分	グループ登録		個人登録	登録人数
	団体数(団体)	人数(人)	人数(人)	人数(人)
平成20年度	62	662	38	700
平成21年度	61	624	19	643
平成22年度	49	555	18	573
平成23年度	35	354	15	369

各年度3月31日現在 平成23年度は、5月31日現在
資料：ボランティア市民活動センター

(イ) 民生委員児童委員、身体障がい者、知的障がい者相談員

民生委員児童委員は156人、身体障がい者相談員は10人、知的障がい者相談員は5人となっています。

表26 民生委員児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の人数

(単位：人)

区分	民生委員児童委員	身体障がい者相談員	知的障がい者相談員
人数	156	10	5

平成23年3月31日現在
資料：社会・障がい福祉課

(3) 入所・通所施設の状況

施設入所の状況は、身体障がいのある人では、平成22年度に3人の減少がありました。知的障がいのある人では、増加傾向にあります。

通所の状況については、平成22年度まで増加傾向にありましたが、平成23年度では平成22年度と概ね同人数となっています。

表27 入所している身体障がいのある人の推移 (単位：人)

施設名	所在地	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
びわこ学園医療福祉センター野洲(重心施設)	野洲市	7	7	7	8
びわこ学園医療福祉センター草津(重心施設)	草津市	1	2	2	2
紫香楽病院(重心施設)	甲賀市	1	1	1	1
むれやま荘(入所)	草津市	5	5	2	0
福井県美山荘	福井県	1	1	1	1
清湖園	高島市	1	1	1	1
湖南ホームタウン	守山市	3	3	3	3
るりこう園	甲賀市	1	1	1	1
八野ワークセンター	三重県	1	1	1	1
計		21	22	19	18

各年度3月31日現在(平成20年度は10月1日現在)平成23年度は、6月30日現在
資料：社会・障がい福祉課

表28 入所している知的障がいのある人の推移 (単位：人)

施設名	所在地	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
近江学園	湖南市	2	4	4	6
信楽学園	甲賀市	1	4	5	5
かいぜ寮	彦根市	0	0	0	0
信楽青年寮	甲賀市	2	2	2	2
彦根学園	彦根市	2	2	2	2
一麦寮	湖南市	1	2	2	2
蛭の里	守山市	10	10	10	10
杉山寮	高島市	1	1	1	1
晩成学園	北海道	1	1	1	1
和	京都府	0	0	0	0
落穂寮	湖南市	2	2	3	3
隆光学園	大阪府	1	1	1	1
計		23	29	31	33

各年度3月31日現在(平成20年度は10月1日現在)平成23年度は、6月30日現在
資料：社会・障がい福祉課

表29 通所している障がいのある人の推移

(単位：人)

施設名	所在地	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	備考
ぽかぽか	大津市	1	1	1	1	生活介護
まちかどプロジェクト	大津市	1	1	1	1	生活介護
彦根学園	彦根市	2	2	2	2	生活介護
みょうが	東近江市	0	1	1	0	生活介護
八身ワークショップ	東近江市	2	2	2	2	生活介護
若竹作業所	草津市	0	2	2	2	生活介護
むつみ園	草津市	0	5	5	5	生活介護
ワークパートナーきらら	草津市	3	2	3	4	生活介護 就労継続支援
スマイルくさつ共同作業所	草津市	0	2	2	2	生活介護
蛸の里	守山市	0	10	10	10	生活介護
湖南ホームタウン	守山市	4	6	8	9	生活介護
守山はぐくみ共同作業所	守山市	1	2	2	2	生活介護
おおきな木	野洲市	0	0	0	1	生活介護
るりこう園	甲賀市	0	0	1	1	生活介護
ワークセンター紫香楽	甲賀市	1	1	1	1	生活介護
信楽青年寮 らく	甲賀市	1	1	1	1	生活介護
障害者支援施設清湖園	高島市	1	1	1	1	生活介護
すぎやまの家 杉山寮	高島市	1	1	1	1	生活介護
一麦寮	湖南市	0	0	2	2	生活介護
落穂寮	湖南市	2	2	3	3	生活介護
隆光学園	大阪府	1	1	1	1	生活介護
ドリーム甲子園	兵庫県	0	1	1	1	生活介護
滋賀県立むれやま荘	草津市	6	6	6	5	機能訓練 就労移行支援
鳥居寮	京都府	2	1	0	0	機能訓練
ワークステーションわかたけ	草津市	2	4	5	3	就労移行支援 就労継続支援 B型
第二むつみ園	草津市	0	1	1	4	就労移行支援 生活訓練
滋賀県障害者雇用センター	草津市	0	1	1	2	就労移行支援
びわこみみの里	守山市	3	2	4	4	就労継続支援 B型
多機能事業所パワフル	栗東市	16	12	15	14	就労移行支援 就労継続支援 A型
出会いの家	野洲市	1	2	2	1	就労移行支援 就労継続支援 A型
がんばカンパニー	大津市	3	3	2	2	就労継続支援 A型
メイプル滋賀工場	草津市	2	3	3	3	就労継続支援 A型
八野ワークセンター	三重県	1	1	1	1	就労継続支援 B型

施設名	所在地	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	備考
いしづみ	大津市	0	0	1	1	就労継続支援B型
ほわいとクラブ	草津市	1	1	1	1	就労継続支援B型
ウッディ伊香立	大津市	0	0	1	1	就労継続支援B型
どんぐり作業所	東近江市	1	1	1	0	就労継続支援B型
むつみ園	草津市	0	12	13	13	就労継続支援B型
にぎやか工房	草津市	1	1	1	1	就労継続支援B型
ワークパートナーきらら	草津市	5	5	3	2	就労継続支援B型
みどりの風	草津市	0	0	1	2	就労継続支援B型
こなんSSN	草津市	0	2	3	3	就労継続支援B型
アイ・コラボレーション	草津市	0	0	1	1	就労継続支援B型
シエスタ	草津市	0	0	1	1	就労継続支援B型
ワークパートナーきらら六村	草津市	0	0	1	1	就労継続支援B型
もりやま作業所	守山市	2	2	2	2	就労継続支援B型
ワークショップぶくぶく	守山市	1	1	1	1	就労継続支援B型
ポプリン	守山市	1	0	1	1	就労継続支援B型
くりのみ作業所	栗東市	0	9	11	11	就労継続支援B型
パレット・ミル	栗東市	0	9	10	11	就労継続支援B型
出合いの家	野洲市	2	2	2	2	就労継続支援B型
陽だまり	野洲市	0	1	1	1	就労継続支援B型
野洲市ふれあい共同作業所	野洲市	0	1	0	0	就労継続支援B型
第3あすなる	豊郷町	0	0	1	1	就労継続支援B型
しあわせ作業所	湖南市	0	1	1	1	就労継続支援B型
京都府立視力障害者福祉センター	京都府	0	0	1	1	旧法施設支援（通所）
若竹作業所	草津市	3	0	0	0	生活介護
にっこり作業所	野洲市	1	1	0	0	旧法施設支援（通所）
にぎやか塾	草津市	1	1	1	1	生活介護
知的通所授産施設むつみ園	草津市	13	0	0	0	生活介護 就労継続B型 就労移行
あじさい園	守山市	2	2	2	2	旧法施設支援（通所）
栗東なかよし作業所	栗東市	22	22	23	21	旧法施設支援（通所）
第二栗東なかよし作業所	栗東市	17	15	17	17	旧法施設支援（通所）
第二にっこり作業所	野洲市	0	0	1	1	旧法施設支援（通所）
あすなる園	豊郷町	1	1	1	1	旧法施設支援（通所）
計		131	170	195	194	

各年度3月31日現在（平成20年度は10月1日現在） 平成23年度は、6月30日現在
資料：社会・障がい福祉課

表30 通所している障がいのある人別の平成23年度分内訳状況 (単位:人)

施設名	所在地	身体	知的	精神	合計	備考
ぽかぽか	大津市	0	1	0	1	
まちかどプロジェクト	大津市	0	0	1	1	
彦根学園	彦根市	2	0	0	2	
みょうが	東近江市	0	0	0	0	
八身ワークショップ	東近江市	2	0	0	2	
若竹作業所	草津市	1	1	0	2	
むつみ園	草津市	0	5	0	5	
ワークパートナーきらら	草津市	0	4	0	4	
スマイルくさつ共同作業所	草津市	0	2	0	2	
蛸の里	守山市	0	10	0	10	
湖南ホームタウン	守山市	9	0	0	9	
守山はぐくみ共同作業所	守山市	0	2	0	2	
おおきな木	野洲市	0	1	0	1	
るりこう園	甲賀市	1	0	0	1	
ワークセンター紫香楽	甲賀市	0	1	0	1	
信楽青年寮 らく	甲賀市	0	1	0	1	
障害者支援施設清湖園	高島市	1	0	0	1	
すぎやまの家 杉山寮	高島市	0	1	0	1	
一麦寮	湖南市	0	2	0	2	
落穂寮	湖南市	0	3	0	3	
隆光学園	大阪府	0	1	0	1	
ドリーム甲子園	兵庫県	0	1	0	1	
滋賀県立むれやま荘	草津市	5	0	0	5	
鳥居寮	京都府	0	0	0	0	
ワークステーションわかたけ	草津市	1	1	1	3	
第二むつみ園	草津市	0	4	0	4	
滋賀県障害者雇用センター	草津市	0	0	2	2	
びわこみみの里	守山市	4	0	0	4	
多機能事業所パワフル	栗東市	0	14	0	14	
出会いの家	野洲市	0	0	1	1	
がんばカンパニー	大津市	1	1	0	2	
メイプル滋賀工場	草津市	1	2	0	3	
八野ワークセンター	三重県	1	0	0	1	
いしづみ	大津市	1	0	0	1	
ほわいとクラブ	草津市	0	0	1	1	

施設名	所在地	身体	知的	精神	合計	備考
ウッディ伊香立	大津市	0	0	1	1	
どんぐり作業所	東近江市	0	0	0	0	
むつみ園	草津市	0	13	0	13	
にぎやか工房	草津市	0	1	0	1	
ワークパートナーきらら	草津市	0	2	0	2	
みどりの風	草津市	0	2	0	2	
こなんSSN	草津市	0	0	3	3	
アイ・コラボレーション	草津市	0	0	1	1	
シエスタ	草津市	0	0	1	1	
ワークパートナーきらら穴村	草津市	0	0	1	1	
もりやま作業所	守山市	0	2	0	2	
ワークショップぶくぶく	守山市	0	1	0	1	
ポプリン	守山市	0	0	1	1	
くりのみ作業所	栗東市	4	2	5	11	
パレット・ミル	栗東市	3	8	0	11	
出会いの家	野洲市	0	0	2	2	
陽だまり	野洲市	0	0	1	1	
野洲市ふれあい共同作業所	野洲市	0	0	0	0	
第3あすなる	豊郷町	0	1	0	1	
しあわせ作業所	湖南市	0	0	1	1	
京都府立視力障害者福祉センター	京都府	1	0	0	1	
八身共同印刷	東近江市	0	0	0	0	
若竹作業所	草津市	0	0	0	0	
にっこり作業所	野洲市	0	0	0	0	
にぎやか塾	草津市	0	1	0	1	
知的通所授産施設むつみ園	草津市	0	0	0	0	
あじさい園	守山市	0	2	0	2	
栗東なかよし作業所	栗東市	8	13	0	21	
第二栗東なかよし作業所	栗東市	0	17	0	17	
第二にっこり作業所	野洲市	0	1	0	1	
あすなる園	豊郷町	0	1	0	1	
計		46	125	23	194	

平成23年6月30日現在
資料：社会・障がい福祉課

4 第2期計画の障がい福祉サービスの実績

(1) 訪問系サービス

市の支給基準に基づきケアプランによりサービス提供しています。

市内提供事業所も増加しており、提供体制はとれていますが、行動援護については、市内提供事業所がなく、提供体制が十分ではありません。

表31 訪問系サービスの計画と実績

区分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護	32,578	17,248	35,836	19,800	39,420	21,978
重度訪問介護	時間	時間	時間	時間	時間	時間
行動援護	77人	74人	85人	83人	94人	92人

年間延べ時間分、支給決定者数（実人数）

(2) 日中活動系サービス

(生活介護)

利用希望者に対して、サービス提供できていますが、現在、市内には生活介護事業者がありません。

(自立訓練)

体系移行の時期の予測ができなかったために誤差が生じています。生活訓練については、平成22年までサービスの提供がなかったため、平成23年度からの供給になっています。

(就労移行支援)

平成22年度で利用者が大きく減少しましたが、平成23年度は、提供事業所の増加に伴い、実績数値も増加しています。

(就労継続支援(A型))

提供事業所の増加に伴い、サービス提供体制が整ったため、実績数値も計画を上回っています。

(就労継続支援 (B型))

体系移行の時期の予測ができなかったために誤差が生じています。事業所の増加に伴い利用実績は増加しています。

(療養介護)

県内に提供施設がなく、利用希望なかったため、支給実績はなし。

(児童デイサービス)

「たんぼぼ教室」では、平成 23 年度より新たに、「たんぼぼ教室」入園までの前段階として、また、フリープログラムでの親子のふれあいを通じて子どもの発達に関する悩みや不安を相談できる場として、「ぼかぼか広場」を立ち上げたことから、「たんぼぼ教室」自体の平成 23 年度利用者は微減となっております。

(短期入所)

緊急的な対応ができるように、希望者には事前申請によりサービスの支給決定をしています。近隣市にも受け入れ事業所があります。

(社会的事業所 パワフル)

平成 21 年 10 月から就労継続支援 (A型) に移行しています。

表 32 日中活動系サービスの計画と実績

区分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	13,728 人日	9,199 人日	15,048 人日	11,730 人日	22,704 人日	12,135 人日
	624 人 (52 人)	471 人 (43 人)	684 人 (57 人)	594 人 (51 人)	1,032 人 (86 人)	622 人 (52 人)
自立訓練（機能訓練）	1,320 人日	966 人日	1,320 人日	1,098 人日	1,584 人日	1,195 人日
	60 人 (5 人)	66 人 (7 人)	60 人 (5 人)	66 人 (6 人)	72 人 (6 人)	72 人 (6 人)
自立訓練（生活訓練）	264 人日	0 人日	528 人日	0 人日	1,056 人日	384 人日
	12 人 (1 人)	0 人 (0 人)	24 人 (2 人)	0 人 (0 人)	48 人 (4 人)	24 人 (2 人)
就労移行支援	6,072 人日	4,288 人日	6,072 人日	2,731 人日	5,808 人日	3,456 人日
	276 人 (23 人)	234 人 (24 人)	276 人 (23 人)	159 人 (18 人)	264 人 (22 人)	192 人 (16 人)
就労継続支援（A型）	1,056 人日	1,429 人日	1,584 人日	1,864 人日	1,584 人日	2,160 人日
	48 人 (4 人)	80 人 (8 人)	72 人 (6 人)	104 人 (10 人)	72 人 (6 人)	120 人 (10 人)
就労継続支援（B型）	14,100 人日	8,898 人日	15,420 人日	12,117 人日	23,076 人日	12,864 人日
	636 人 (53 人)	540 人 (54 人)	696 人 (58 人)	718 人 (63 人)	1,044 人 (87 人)	804 人 (67 人)
療養介護	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
児童デイサービス	3,338 人日	2,686 人日	3,495 人日	2,520 人日	3,660 人日	2,376 人日
	83 人	68 人	87 人	64 人	91 人	60 人
短期入所	1,138 人日	1,445 人日	1,252 人日	1,427 人日	1,378 人日	1,500 人日
	25 人	22 人	28 人	25 人	31 人	26 人
社会的事業所 パワフル	36 人 (3 人)	12 人 (2 人)	36 人 (3 人)	0 人 (0 人)	36 人 (3 人)	0 人 (0 人)

年間延べ人日分、年間延べ人数、()内は実人数。ただし、児童デイサービス、短期入所については、支給決定者数

(3) 居住系サービス

(共同生活援助・共同生活介護)

利用希望者に対して、サービス提供が不足しており、市外のサービス提供事業所の確保も必要です。

(施設入所支援)

施設の旧法からの体系移行とともに利用実績は増加しています。

表 33 居住系サービスの計画と実績

区分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
共同生活援助	120 人 (10 人)	80 人 (7 人)	144 人 (12 人)	77 人 (7 人)	168 人 (14 人)	84 人 (7 人)
共同生活介護	144 人 (12 人)	126 人 (12 人)	168 人 (14 人)	165 人 (14 人)	192 人 (16 人)	168 人 (14 人)
施設入所支援	408 人 (34 人)	322 人 (28 人)	420 人 (35 人)	353 人 (30 人)	432 人 (36 人)	360 人 (30 人)

年間延べ人数、()内は実人数

表 34 共同生活援助(グループホーム)の入居状況 (単位:人)

施設名	所在地	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
グループホームむげん	草津市	2	2	2
石田ハウス	守山市	1	1	1
パレット・ミルの家	栗東市	2	2	2
すうほ	栗東市	1	1	1
ホームかなざわ	湖南市	1	1	1
桜生	甲賀市	0	0	0
楓生	甲賀市	0	0	0
ポプラホーム	甲賀市	0	0	0
計		7	7	7

資料: 社会・障がい福祉課

表 35 共同生活介護（ケアホーム）の入居状況（単位：人）

施設名	所在地	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
グループホーム若竹	草津市	1	1	1
ねむの木	守山市	1	1	1
なないろハウス	守山市	0	1	1
グループホーム栗東	栗東市	2	2	1
あったかグループホーム	栗東市	1	1	1
すうほ	栗東市	0	0	1
COTTON ハウス	甲賀市	0	0	0
あおぞら	彦根市	2	2	1
楓生	甲賀市	0	1	0
こぶしホーム	甲賀市	0	0	1
レンガ	豊郷町	1	1	1
自立生活支援ホーム豊郷	豊郷町	1	1	0
南花	湖南市	1	1	1
ホワイトハウス	草津市	0	0	2
さん・れいく	湖南市	1	1	0
ドリーム甲子園	兵庫県	1	1	1
どんぐりホーム	豊郷町	0	0	1
計		12	14	14

資料：社会・障がい福祉課

（４）相談支援

相談支援については、見込んでいた利用対象者が、実際のサービス利用に結びつかなかったため、計画値と実績値とに差が生じています。

表 36 相談支援の計画と実績

区分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
相談支援	12人 (1人)	0人 (0人)	12人 (1人)	0人 (0人)	24人 (2人)	0人 (0人)

年間延べ人数、()内は実人数

- ・利用対象者は、平成 21 年度に 1 人いましたが、サービス利用計画に結びつかなかった。
理由
- ・相談支援事業所にサービス調整（コーディネート）を実施してもらったが、本人が介入を受け入れず中断となった。

(5) 地域生活支援事業

ア 相談支援事業

利用希望者に対して、サービス提供ができています。障がい者相談支援事業の相談件数については、実績値が計画値を超えています。

表 37 相談支援事業の計画と実績

区分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
相談支援事業						
ア 障がい者相談支援事業	2 箇所 1,395 件	2 箇所 2,143 件	2 箇所 1,437 件	2 箇所 2,594 件	2 箇所 1,481 件	2 箇所 2,680 件
イ 地域自立支援協議会	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
成年後見制度利用支援事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

年間延べ件数

イ コミュニケーション支援事業

利用希望者に対して、サービス提供ができておらず、実績値が計画値を大きく下回っています。

表 38 コミュニケーション支援事業の計画と実績

区分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
コミュニケーション支援事業	364 人	144 人	400 人	113 人	440 人	120 人

年間延べ人数

ウ 日常生活用具給付等事業

利用希望者からの申請に対し、迅速な給付決定に努めています。

表 39 日常生活用具給付等事業の計画と実績

区分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護・訓練支援用具	2 件	5 件	3 件	8 件	4 件	0 件
自立生活支援用具	19 件	21 件	20 件	18 件	21 件	0 件
在宅療養等支援用具	15 件	14 件	16 件	17 件	17 件	8 件
情報・意思疎通支援用具	8 件	21 件	8 件	10 件	9 件	7 件
排泄管理支援用具	920 件	1,026 件	940 件	980 件	960 件	282 件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	3 件	1 件	3 件	1 件	3 件	0 件
重度障がい者バリアフリー支援機器	1 件	3 件	1 件	1 件	1 件	0 件

年間延べ件数、ただし、平成 23 年度は 6 月分までの数値

エ 移動支援事業

障がい者の社会参加のために市の支給決定基準に基づいて希望者に速やかに支給しています。

表 40 移動支援事業の計画と実績

区分		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
移動支援事業	箇所数	17 箇所	18 箇所	18 箇所	21 箇所	19 箇所	22 箇所
	時間	3,390 時間	3,031 時間	3,560 時間	3,097.5 時間	3,738 時間	3,680 時間
	利用者数	1,537 人	446 人	1,614 人	430 人	1,695 人	450 人

年間延べ時間、延利用者数

オ 地域活動支援センター

地域活動支援センター 型の実績値が計画値を大きく上回っています。滋賀型の実績は維持されています。

表 41 地域活動支援センターの計画と実績

区分		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
基礎的事業	箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	2 箇所
	利用者	297 人	1,600 人	326 人	1,852 人	355 人	- 人
機能強化事業	箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	2 箇所
滋賀型	箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	利用者	84 人	88 人	96 人	84 人	96 人	84 人

年間延べ人数

カ その他のサービス

(日中一時支援)

就学児童の長期休暇中及び放課後の利用ニーズが多くあります。見込み数値を上回る実績量であるが、市内に提供事業所が少ないため、十分提供体制がとれているわけではありません。

(その他のサービス)

ケアプランにより利用希望があると提供に向けての速やかな利用調整を行っています。

表 42 その他のサービスの計画と実績

区分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
日中一時支援	35 人	65 人	39 人	78 人	43 人	109 人
訪問入浴サービス事業	2 人	2 人	2 人	2 人	3 人	2 人
更生訓練費・施設入所者就職支度金	5 人	6 人	5 人	2 人	5 人	2 人
スポーツ・レクリエーション教室等開催事業	510 人	486 人	520 人	498 人	530 人	400 人
点字・声の広報等発行事業	13 人	9 人	14 人	9 人	15 人	9 人
手話奉仕員養成・研修事業	40 人	28 人	40 人	25 人	40 人	30 人
自動車運転免許取得・改造助成事業	5 人	免 0 人 改 2 人	5 人	免 1 人 改 5 人	5 人	免 1 人 改 2 人
生活行動訓練事業	40 人	32 人	40 人	27 人	40 人	30 人
芸術・文化開催事業	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人	10 人

実人数。(H23 年度は 7 月 1 日決定者数)

第3章

基本理念

1 基本理念

栗東市では、「栗東市障がい者基本計画」の中で、ライフステージの全ての段階において全人間的復権を目的とする「リハビリテーション」と障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し活動する社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念のもとに、障がいのある人の「完全参加と平等」の目標実現をめざして障がい福祉施策に取り組んでいるところです。

「栗東市障がい福祉計画」は、「栗東市障がい者基本計画」の計画の理念を踏襲しつつ、「地域で 共に暮らす まちづくり」を基本目標として、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で家族や仲間とともに、いつまでも安心して暮らせるまちを目指して、計画の推進を図ります。

理念に込められた考え方

地域で	<p>障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で、家族や仲間とともに、いつまでも安心して暮らせるまちにしていきます。</p> <p>地域生活への移行を進め、このまちで、このまちのサービスを使って、暮らせるようにしていきます。</p> <p>必要なサービスを選択して利用できるよう、十分な社会資源を、福祉圏域と連携し、市民とともに作り出していきます。</p>
共に暮らす	<p>障がいがあるからという理由で、不合理な生活上の制約を受けることなく、自分の人生を自分で選べる「誰もが自分らしい生き方を選択できるまち」、障がいの有無に関係なく、誰もが分け隔てなく暮らすことができる「差別のないまち」にしていきます。</p> <p>障がいのある人は、保護の対象、サービス提供の対象ではなく、障がいのある人も障がいのない人と同じように、その人生の主人公であり、この社会を築く主体者であるとの考えから、障がいのある人の自立と社会参加があたりまえのまちにいきます。</p> <p>お互いの立場や暮らしを尊重し、相互に思いやる心と支え合い・助け合いの気持ちを育みながら、地域連帯の考え方にたって、みんなが共生できるまちにしていきます。</p>
まちづくり	<p>障がいのある人にやさしいまちは、障がいのない人にもやさしいまちです。行政はもとより、当事者やその家族、支援者を含めた多くの市民、事業者などが、連携と協働により、まちづくりを推進していきます。</p>

第4章

計画の基本方針

1 相談支援体制や権利擁護の支援体制の充実

障がいのある人に必要な支援は、障がいの種類や程度、生活状況などによってニーズが多種多様です。一人ひとりが必要なサービスを的確に利用できるよう、福祉、保健・医療、教育をはじめとした様々な情報を集約し、様々な相談に対応できる体制が必要となります。

個々の対応としては、障がい種別に応じた専門機関に相談支援事業の委託を行い、専門的なコーディネーターと連携を図りながら障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報等の提供や権利擁護のための必要な援助を行います。

また、相談内容や状況に応じて関係機関等と随時連携しながら個別ケア会議などを開催し、本人の自立した日常生活の支援を推進します。

障がいのある人の地域生活を継続的・包括的に支援する相談体制の確立や、本人の支援に対応するだけでなく、家族や介助者を支援する必要性があり、地域の社会資源との調整を図りながら総合的支援体制を構築します。

今回のヒアリング調査において、障がいのある人の就労・進路先の確保、卒業後の行き場の確保が困難等の課題がみられたことから、今後、特に、日中活動系サービスの充実に取り組んでいく必要があります。

2 地域生活のための総合的な支援体制の充実

障がいのある人が住みなれた地域で自立した生活を行うためには、利用者である障がいのある人の視点に立って、必要なサービスが利用できるよう、訪問系サービスや日中系サービス、居住系サービスなどの福祉サービスの質・量の拡充を図るために事業所への働きかけや連携を図りながら支援する必要があります。

地域生活支援事業の移動支援事業、日中一時支援事業などの事業所の確保を図るための支援や聴覚に障がいのある人のコミュニケーション支援事業、地域活動支援センター事業の充実に図りながら障がいのある人が地域で自立した生活を営むために地域の人たちとともに連携を図りながら支援します。

特に、家族介護者の高齢化が進み、親亡き後も障がいのある人が住みなれた地域で自立して暮らし続けられるよう、グループホームなどの居住の場の確保や就労を含めた日中活動の場の確保を図るとともに施設入所（入院）している障がいのある人も地域で暮らすことができるよう支援します。

3 就労支援の強化

障がいのある人にとって働くということは、経済的な基盤づくりであるとともに、労働を通じて喜びや生きがいなどを見出したり、社会参加、社会貢献などの自己実現を図るなど、経済的・社会的な自立を支える重要な柱です。

そのため、障がいのある子どもたちの卒業後の進路についても、一般就労や福祉的就労など多様なニーズに応えるべく、障がい程度や本人の希望、家族の意向など進路の選択に向けて福祉、教育、労働等の各分野の連携をより一層強化する必要があります。

市では障がいのある人の就労相談において、商工労政課の就労支援相談員や湖南地域働き・暮らし応援センターなどとの連携を図りながら職場定着支援などのきめ細やかな処遇や継続的な就労支援を行っています。

滋賀県社会就労事業振興センターと連携を図りながら作業所等の福祉的就労の拡大、工賃の向上に向けて、受注拡大や販路拡大、生産性の向上についての情報提供に努めます。

障がいのある人の就労支援を行うために行政機関はもとより、公共職業安定所や湖南地域働き・暮らし応援センター、産業団体（商工会等）、一般事業所等とのネットワークの構築に努めます。

4 精神障がい者に対する支援の充実

精神障がいのある人に対しては支援費制度の対象外であったことなど、サービスを利用するのに困難な状況でしたが、障害者自立支援法において3障がいが一元化され、福祉サービスの受給が可能となりました。

しかし、精神障がいのある人に対しての偏見により社会から疎外するような状況があることから、社会の偏見を取り除くとともに、精神障がいのある人の社会復帰を図るため、保健・医療・福祉・教育・労働・住宅などの関係機関の連携を確保し、障害者自立支援法にもとづく福祉サービスが利用できるよう提供基盤の整備とともに、市民の意識啓発を図っていくことが必要です。

市では、障がい者理解のための広報、講演などの開催や市障がい児・者自立支援協議会の充実、相談支援の充実を図ります。

また、精神障がいのある人への日中の活動の場としての作業所やデイケアなどの情報提供や支援などを行い、地域の中で必要な支援を受けながら自立して暮らしていけるような総合的な施策展開を図ります。

5 発達障がい者に対する支援の充実

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（AD/HD）等の発達障がいについては、人口に占める割合は高いにもかかわらず、これまで法制度が整備されていなかったため、福祉制度の谷間になっており、従来の施策では十分な対応がなされていない状況にありました。また、発達障がいに関する専門家は少なく、地域における関係者の連携も不十分で支援体制が整っていないなどの問題点が指摘されています。

こうした中、発達障がいのある人の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図ることを目的として、平成17年4月に「発達障害者支援法」が施行されました。

教育の分野では、子どものもつ可能性を十分に伸ばし、将来社会的に自立するための適切な教育が求められており、障がいの程度に応じて特別な場で行う特殊教育から、LD、AD/HD、高機能自閉症等を含め、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育のニーズに応じて適切な支援を行う特別支援教育への転換が進められています。

本市においては、栗東市子ども発達支援室を設置し、早期療育と就学期の支援に向け相談員を配置のうえ、発達に特別な支援を必要とする幼児等に対して、その発達や障がいの状況に合った支援に取り組んでいます。

障害者自立支援法等の一部を改正する法律において、障害者自立支援法のサービスをより受けやすくする観点から、発達障がい者が障がいの範囲に含まれることを法律上に明示されたことから、引き続き、療育機関や教育機関との連携の強化を図り、早期療育支援体制の一層の充実に取り組んでいます。

第5章

サービス見込量と確保のための方策

1 平成26年度の障がい福祉サービスの整備目標

福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針（数値目標設定の考え方）

平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標に当たっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

本市においては、平成17年度の26人の3割以上が地域生活へ移行する目標を考慮し、平成26年度末までの地域生活移行者数の目標は17人とします。

項目	数値	考え方
平成17年10月1日時点の入所者数(A)	26人	平成17年10月1日の施設入所者数
平成26年度末の入所者数(B)	23人	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】削減見込み(A - B)	3人(11.5%)	差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数	17人	施設入所からGH・CH等へ移行する者の数

福祉施設から一般就労への移行

国の指針（数値目標設定の考え方）

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

福祉施設からの一般就労者数は平成21年度に1人、平成22年度に6人となっています。

働くことへの意欲を高め、希望する人が個々の状況に応じて就労できることを目指し、福祉施設等における支援の質・量の両面での充実や職場の開拓など、一般就労に必要な多くの課題に積極的に取り組むことにより、平成26年度に一般企業・事業所等に就労する人の目標を14人と設定します。

項目	数値	考え方
平成21～22年度の平均一般就労移行者数	3.5人	平成21～22年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成26年度の一般就労移行者数	14人(4倍)	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

就労移行支援事業の利用者数

国の指針（数値目標設定の考え方）

平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	数値	考え方
平成26年度末の福祉施設利用者数	19人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	4人(21.1%)	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

国の指針（数値目標設定の考え方）

平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	数値	考え方
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者（A）	13人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者	88人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（A型 + B型）事業の利用者（B）	101人	平成26年度末において就労継続支援（A + B型）事業を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（A） / （B）	12.9%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合

2 障がい福祉サービス等の必要な見込み 及び見込量確保のための方策

(1) サービス目標量設定の考え方 ●●●●●●●●●●

障がい福祉サービスの見込量の設定に関しては、これまでのサービス利用実績をもとに利用者数の推計を行い、サービス目標量を設定しました。

(2) 訪問系サービス

一人ひとりの状況に応じて必要なサービスを提供できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。特に、高い専門性が必要とされる重度訪問介護や行動援護ができるようヘルパー事業所の確保に努めます。そのために、事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

障がいのある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスが提供できるよう努めるとともに、サービス提供事業者へ専門的人材の確保とその質的向上を図るよう引き続き働きかけていきます。

居宅介護 (ホームヘルプサービス)

日常生活を営むことが困難な身体障がい者、支援が必要な精神障がい者、知的障がい者等にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等を行います。

【今後の方向性】

年々、利用は増加傾向にあり、今後も重度障がい者等の地域移行も踏まえ、ますます利用量が増加すると想定されることから、サービス必要量の確保に努めます。見込量は実績数値と伸び率を勘案して算出しています。

重度訪問介護

常時介護を要する重度の肢体不自由者に対して、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等を行うとともに、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

【今後の方向性】

利用対象者が限定されているサービスであるため、大幅なサービス量の増加は見込まれませんが、サービスの特性から、1回あたりのサービス時間が多く、また継続的な利用となることから、必要なサービスが受けられるよう、サービス体制の整備に努めます。

重度障害者等包括支援

常時介護を要する重度の肢体不自由者等が、その介護の必要の程度が著しい際に、日常生活上の介護等を総合的に行います。

【今後の方向性】

重度障がい者等包括支援については事業者がなく、重度訪問介護で対応します。

行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時介護が必要な障がい児者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護、その他の必要な介護を行います。

【今後の方向性】

障がい者の社会参加や自立支援及び介護者の負担軽減のため、一定の支給基準のもと、必要に応じたサービスが提供できるよう事業所の確保に努めます。見込量は実績数値と伸び率を勘案して算出しています。

【必要な量の見込み（年間）】

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護	24,343 時間	26,708 時間	29,073 時間
重度訪問介護			
行動援護	101 人	110 人	119 人

年間延べ時間分、支給決定者数（実人数）

同行援護

視覚障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者に対して、社会生活上、外出することが必要な場合において、外出時における移動先での食事・排泄等に必要な情報提供や、移動及び代筆・代読の支援等、援助を行います。

【今後の方向性】

このサービスは平成23年10月から新設されたサービスで、それまでは地域生活支援事業の「移動支援」でサービス提供をしていました。今後の見込量は国の示した指標により算出しています。

【必要な量の見込み（年間）】

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
同行援護	時間	464時間	464時間	464時間
	利用者数	138人	138人	138人

年間延べ時間分、延利用者数

(3) 日中活動系サービス

利用者のニーズにあった日中活動が送れるよう生活支援や就労支援のサービスの提供体制整備に努めます。特に、特別支援学校の卒業者や、入所施設や医療機関から地域生活に移行する人などの新たなニーズにも対応できるよう、市内だけでは確保が難しい福祉サービスについては、近隣の事業所での利用がしやすくなるよう、連携の強化や情報提供の充実に努めます。

必要な福祉サービスを身近な地域で日常的に利用することができるよう、サービス提供事業者を確保するため、これらの事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行う等により、多様な事業者の参入を促進します。

障がいのある人のニーズとサービスとの隔たりなどのサービス運用上の問題を見極め、障がいのある人のニーズに即した使いやすいサービスを提供し、地域生活への移行を進めるため、施設入所者に対し、日中活動系サービスの利用を促進します。

今後、予想される特別支援学校等の卒業生の増大や障がいの重度・重複化、施設等からの地域移行に伴う受け皿として、湖南福祉圏域における事業所の不足などの課題があります。今後、通所施設へ通所しやすい環境づくりに努めます。

また、湖南福祉圏域において重症心身障がい児・者に対する日中活動の場が提供できるよう情報提供や連携に努めます。

障がいのある人に就職準備のための訓練等の場を提供し、作業所等の連携や職域拡大・各種相談事業を行う湖南地域働き暮らし応援センターの運営を支援します。

市行政機関や公共職業安定所・障害者職業センター・就労系サービス事業所・湖南地域働き暮らし応援センターとの連携を図りながら「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく各種の助成制度や優遇措置等について啓発活動を行います。また、相談・情報提供・職場開発・アフターケア等のスタッフ及び機能を充実し、一般就労に移行した障がいのある人が、安定した就労生活を継続できるよう支援を行います。

生活介護

常時介護を要する障がい者に対して、主として昼間に、障がい者支援施設その他施設に通い、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを受けながら、各種創作活動や生産活動が行えるよう支援します。

【今後の方向性】

新規の利用希望者が急増することが予測されることから、早期のサービス提供体制の整備に努めます。見込量は実績数値と伸び率に、旧法施設からの体系移行による増加人数を勘案して算出しています。

自立訓練

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、身体機能又は生活機能の向上のために、施設等において訓練を提供します。

【今後の方向性】

利用対象者も限定されるサービスであるため、大幅なサービス見込量の増加は見込まれません。見込量は実績数値を基に現状維持にて算出しています。

就労移行支援

就労を希望する障がい者に対して、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供します。

【今後の方向性】

障がい者の自立した生活を支援するため、一般就労へ円滑に移行できるよう、就労移行支援事業の活用を推進します。見込量は実績数値を基に現状維持にて算出しています。

就労継続支援

通常の事業所での雇用が困難な障がい者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供します。

【今後の方向性】

障がい者の自立した生活を支援するため、日中活動、福祉的就労、就労支援に向け、利用者のニーズに対して、個別支援計画に基づき適切なサービス提供を行います。また、一般就労の困難な人に対し、継続的な就労訓練を確保するなど、福祉的就労機会の拡大に努めます。

市においても障がいのある人の雇用の確保を引き続き検討するとともに、一般企業等への就職を支援します。

療養介護

医療を要する常時介護障がい者に対して、主として昼間に、病院その他施設において行われる機能訓練、療養、看護、日常生活の介護等を行います。

【今後の方向性】

平成24年度の制度改正による権限委譲により、市の事業として移管されるため、継続していきます。

短期入所

介護者の病気、出産等により、一時的に家庭での介護が困難となった場合、障がい者やその家族等の負担を軽減するため、在宅障がい者が短期間施設を利用することにより、障がい者の一時保護を行います。

【今後の方向性】

介護者の緊急時に直ちに対応できるように支援体制の整備に努めます。見込量は実績数値と伸び率を勘案して算出しています。

児童発達支援事業（旧：児童デイサービス・知的障害児通園施設支援等）

心身の発達に心配や不安がある在宅の障がい児等を、施設に通園させ、日常生活における基本的な動作の指導や遊びを通じての運動能力や言葉の基礎となる力の習得、集団生活への適応訓練等を提供していきます。

【今後の方向性】

平成24年度からは児童福祉法に基づくサービスに移行しますが、引き続き、障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもに対して、発達段階における課題を早期に発見し、早期に適切な療育が受けられる体制づくりに努めます。

なお、平成24年度からの制度改正により、知的障がい児通園施設等利用者が含まれることから見込量が増加しています。

児童デイサービス
知的障害児通園施設支援
盲ろうあ児施設支援
肢体不自由児施設支援
重症心身障害児・者通園事業

通所発達支援	福祉型発達支援
	医療型発達支援
放課後等デイサービス	
保育所等訪問支援	

放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の夏期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを推進していきます。

【今後の方向性】

平成24年度から児童福祉法に基づくサービスとして新設されます。障がい児の日中一時サービスと障がい児地域活動施設との調整を図り、適正なサービス提供を行います。

【必要な量の見込み（年間）】

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	15,678人日	16,848人日	18,018人日
	804 人 (67 人)	864 人 (72 人)	924 人 (77 人)
自立訓練（機能訓練）	1,152 人日	1,152 人日	1,152 人日
	72 人 (6 人)	72 人 (6 人)	72 人 (6 人)
自立訓練（生活訓練）	384 人日	384 人日	384 人日
	32 人 (4 人)	40 人 (5 人)	48 人 (6 人)
就労移行支援	3,424 人日	3,424 人日	3,424 人日
	192 人 (16 人)	192 人 (16 人)	192 人 (16 人)
就労継続支援（A型）	2,376 人日	2,592 人日	2,808 人日
	132 人 (11 人)	144 人 (12 人)	156 人 (13 人)
就労継続支援（B型）	14,208 人日	15,552 人日	16,896 人日
	888 人 (74 人)	972 人 (81 人)	1,056 人 (88 人)
療養介護	13 人日	13 人日	13 人日
短期入所	1,528 人日	1,556 人日	1,584 人日
	28 人	30 人	32 人
児童発達支援事業	7,296 人日	7,488 人日	7,680 人日
	76 人	78 人	80 人

年間延べ人日分、年間延べ人数、()内は実人数。

(4) 居住系サービス

入所施設や医療機関から地域生活への移行をすすめるうえでの受け皿となるとともに、家族から自立して生活する場を提供していくために、障がいの程度や社会適応能力などに応じて居住形態の選択の幅を広げられるよう、グループホームやケアホームの整備について施設・事業所への働きかけを行うとともに、湖南福祉圏域内でも連携し、推進していきます。

また、施設整備に対し、地域住民の理解と協力を求めていくとともに、グループホームやケアホームなどで体験的に地域生活を行うなど、地域生活への移行を支援します。

グループホームやケアホームだけでなく、居住の場の確保のため、関係課との連携の強化に努めます。

共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対して、主として夜間に、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

【今後の方向性と見込量】

軽度の障がい者の地域での自立した生活支援として、今後は、サービスのニーズは高まると考えられますが、実績からここ数年変動がなかったことから、見込量は、現状維持で算出しています。

共同生活介護（ケアホーム）

障がい者が、地域の住宅等で共同で生活する形態において、主として夜間に、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを提供します。

【今後の方向性と見込量】

施設入所者や退院可能な精神障がい者の地域移行を促進するため、市内外の事業所を問わず、ケアホームの利用を推進するとともに、市内においても、サービス提供体制の整備に努めます。見込量は、地域生活移行者数の目標値を反映させます。

施設入所支援

在宅での生活が困難な障がい者が施設において、主として夜間に、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを提供します。

【今後の方向性】

施設入所者の地域移行を目指しつつ、真に必要な障がい者へのサービス量を確保します。平成24年度からは、旧法施設の体系移行とともに、制度改正により18歳以上の児童福祉施設の入所者数も含まれることから、見込量が増加しています。

【必要な量の見込み】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助	108人 (9人)	132人 (11人)	156人 (13人)
共同生活介護	204人 (17人)	264人 (22人)	300人 (25人)
施設入所支援	372人 (31人)	384人 (32人)	396人 (33人)

年間延べ人数、()内は実人数

(5) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

計画相談支援は、障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。

地域移行支援は、障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

地域定着支援は、施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。

【今後の方向性】

計画相談支援等について、平成24年4月1日施行の法改正により対象者の拡大が図られたことにより、利用量の大幅な増加が予測されますが、サービス提供事業所の不足が大きな課題となっています。そのため、相談支援事業所やサービス提供事業所の新設については出来る限りの支援を行い、現存する事業と連携し、サービス等利用計画作成に必要な体制を確保します。

【必要な量の見込み（月間）】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	30人	60人	111人
地域移行支援	2人	2人	2人
地域定着支援	2人	2人	2人

月あたりの人数

3 地域生活支援事業の必要な見込み及び見込量確保のための方策

(1) 相談支援事業

地域相談支援センターとは、障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、障がいを持つ方の自立支援を目的とした総合的な相談窓口を開設することで、障害者自立支援法の目的の実現化を図るとともに、行政や関係機関との連携を図り、相談機能やマネジメント機能の強化につなげ、障がいを持つ方の福祉の向上を目指します。

障害者虐待防止センターは、障がい者虐待に関する通報および受理を行い、適切な処置につなげるとともに、養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のため、障がい者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行います。

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有しその課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

成年後見制度利用支援事業は、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で成年後見制度の利用に要する費用について補助します。

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を実施し地域の実情に応じて業務を行います。

【必要な量の見込み（年間）】

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域相談支援センター	2 箇所	2 箇所	2 箇所
障害者虐待防止センター	1 箇所	1 箇所	1 箇所
地域自立支援協議会	1 箇所	1 箇所	1 箇所
成年後見制度利用支援事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センター	実施予定		

(2) コミュニケーション支援事業 ●●●●●●●●●●

聴覚障がい、言語機能、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障のある障がいのある人のコミュニケーションの円滑化を図るための事業を実施します。

【今後の方向性】

地域における手話通訳者や要約筆記者を把握するとともに、広く市民に向け、手話講座等を開催し、聴覚障がいのある人に対する理解を深めるとともに、手話通訳者等の人材育成に努めます。

各事業開催等を通してコミュニケーション支援事業の利用促進をすることにより周知を図るとともに、ボランティア団体等に対し、参加・協力を働きかけていきます。

市役所での案内やコミュニケーションを円滑に行うための職員養成を図るため、手話の学習会への参加について積極的な呼びかけを行います。

【必要な量の見込み（年間）】

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
コミュニケーション支援事業	138 人	138 人	138 人

年間延べ人数

(3) 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人などに、日常生活用具の給付又は貸与を行い、日常生活の便宜を図ります。

【今後の方向性】

障がいのある人が安定した日常生活を送るため、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

【必要な量の見込み（年間）】

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護・訓練支援用具	6 件	6 件	6 件
自立生活支援用具	19 件	19 件	19 件
在宅療養等支援用具	15 件	15 件	15 件
情報・意思疎通支援用具	15 件	15 件	15 件
排泄管理支援用具	1,014 件	1,014 件	1,014 件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1 件	1 件	1 件
重度障がい者バリアフ リー支援機器	1 件	1 件	1 件
年間延べ件数			

(4) 移動支援事業

移動支援事業

障がい者に対して、社会生活上、安心して外出することが必要な場合において、ヘルパーを派遣し、外出先の手引き・案内を行い、障がい者が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護を行います。

【今後の方向性】

障がい者の社会参加や自立支援及び介護者の負担軽減のため、一定の支給基準のもと、必要に応じたサービスが提供できるよう、事業所の確保に努めます。見込量は利用実績を勘案して算出しています。なお、平成 23 年 10 月から、重度視覚障がい者に対する「移動支援」については「同行援護」へ移行しています。

【必要な量の見込み（年間）】

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
移動支援事業	箇所数	24箇所	26箇所	28箇所
	時間	3,500時間	3,966時間	4,432時間
	利用者数	428人	485人	542人

年間延べ時間、延利用者数

(5) 地域活動支援センター

障がい者の創作的活動や生産活動の機会の提供や、交流の場を提供します。

【今後の方向性】

障がいのある人等に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図るため、障がい福祉サービスの事業所のほか、特定非営利活動法人等による地域活動支援センターの設置を支援するとともに、適切な運営とサービスの質の向上を促します。

地域活動支援センターに通うことができる障がいのある人の把握に努めるとともに、障がいの特性に合わせた活動を提供し、多くの地域生活を送っている障がいのある人へ地域活動支援センターに関する情報を提供し、利用を促進します。

【必要な量の見込み（年間）】

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
基礎的事業	箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	利用者	1,800 人	1,800 人	1,800 人
機能強化事業	箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
滋賀型	箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	利用者	84 人	84 人	84 人

年間延べ人数

(6) その他のサービス

第2期計画における実績を踏まえ、適正な見込量を見直したうえで、事業を実施していく必要があります。

【今後の方向性】

それぞれのサービスについて市のホームページ、広報等に提供するとともに「栗東市障がい福祉のてびき」でサービス周知を図り、利用を促進します。

【必要な量の見込み（年間）】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援	131人	153人	175人
訪問入浴サービス事業	2人	2人	2人
更生訓練費・施設入所者就職支度金	2人	2人	2人
スポーツ・レクリエーション教室等開催事業	400人	400人	400人
点字・声の広報等発行事業	9人	9人	9人
手話奉仕員養成・研修事業	31人	32人	33人
自動車運転免許取得・改造助成事業	3人	3人	3人
生活行動訓練事業	30人	30人	30人
芸術・文化開催事業	11人	12人	13人

実人数。ただし、日中一時支援、訪問入浴サービス事業、更生訓練費・施設入所者就職支度金、自動車運転免許取得・改造助成事業については、支給決定者数。

第6章

計画の推進体制

1 計画の推進体制

この計画は、障がいのある人への啓発やサービス提供が総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも係わる計画です。そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的に事業などを進める必要があり、庁内組織の「障がい者の住みよいまちづくり推進検討委員会」において、その進捗状況の点検・評価を行います。

さらに、毎年、「栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進協議会」において、計画の進捗状況やサービス見込量等について達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。また、栗東市障がい児・者自立支援協議会と連携を図り、計画を推進していきます。

2 地域における各種関係団体、民間企業等との連携

障がいのある人の地域移行や就労支援などを進めるためには、行政だけではなく、住民、各種関係機関・団体や民間企業の協力が必要です。そのため、地域における関係団体と連携しながら計画の推進を図ります。

また、サービス利用者の状況等を踏まえ、必要に応じて国や県に対し要望や提言等を行っていきます。

參 考 資 料

1 第3期栗東市障がい福祉計画策定委員会策定委員名簿

種別	所属	氏名	備考
学識 経験者	龍谷大学社会学部 教授	村井 龍治	委員長
障がい者 関係機関	社会福祉法人 なかよし福祉会	高橋 明伸	
	社会福祉法人 パレット・ミル	中山 みち代	
	特定非営利活動法人 縁活	杉田 健一	
	しがなんれん作業所	中西 正弘	
	湖南地域障害者生活支援センター すくらむ	浅野 和三	副委員長
	精神障害者地域生活支援センター 風	黒木 稔	
滋賀県	滋賀県南部健康福祉事務所	南 圭子	
就労関係	湖南地域障害者就業・生活支援センター	河尻 朋和	
	草津公共職業安定所	今村 由紀子	
障がい者 団体	栗東市身体障害者更生会	太田 千恵子	
	栗東市手をつなぐ育成会	高畑 きぬ江	
	特定非営利活動法人 チョー栗東元気 玉クラブ	林 桂子	
関係団体	栗東市事業所人権教育推進協議会	前田 篤志	
	栗東市社会福祉協議会	黒田 元吾	
	栗東市自治連合会	奥村 信夫	
	栗東市民生委員児童委員協議会連絡会	三坂 邦彦	
	栗東市ボランティア連絡会	鉤 敦子	
一般公募	地域住民	服部 昭子	
	地域住民	福田 保子	

2 栗東市障がい福祉計画策定委員会設置要綱

栗東市障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年4月1日

告示第97号

(設置)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定による栗東市障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)を策定するため、栗東市障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第2期障害福祉計画の検証に関すること。
- (2) 第3期障害福祉計画案の策定に関すること。
- (3) その他障害福祉計画案の策定に関し必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から第3期障害福祉計画案を市長に報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部社会・障がい福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

3 策 定 経 過

日時	内容
平成 23 年 8 月 30 日 (火)	第 1 回 第 3 期栗東市障がい福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・国が示す計画策定の基本的な考え方について ・栗東市の障がい者の現状について ・ヒアリング調査の実施について
平成 23 年 9 月 ~ 10 月	障がい者団体、事業者ヒアリング 17 団体
平成 23 年 12 月 12 日 (月)	第 2 回 第 3 期栗東市障がい福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第 3 期栗東市障がい福祉計画の素案について ・今後のスケジュールについて
平成 24 年 1 月 25 日 (水) ~ 平成 24 年 2 月 24 日 (金)	パブリックコメント
平成 24 年 3 月 2 日 (金)	第 3 回 第 2 期栗東市障がい福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・について

4 用語解説

あ行

応益負担

所得に関係なく、サービスの利用状況に応じて、一律に費用負担をする方式のこと。

応能負担

サービス利用者の所得（経済的能力）に応じて、費用負担をする方式のこと。

か行

基幹相談支援センター

市町村が設置する地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、相談機能、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着などの役割を持つ。

ケアマネジメント

介護の必要な高齢者や障がい者などからの相談に応じて、保健・医療・福祉サービスなどをその人にあったケアが確保できるように適切・効果的に利用調整する援助方法のこと。

湖南福祉圏域

栗東市・草津市・守山市・野洲市で構成される地域単位。同じ圏域内で共通の課題を共有し、地域格差を無くすよう配慮しながら、支援体制の一層の強化を図っている。湖南地域障害児・者サービス調整会議、重度障害者進路先確保検討プロジェクト会議、ジョブリンク定例会などが設置されている。

さ行

障害者虐待防止法

障がい者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律。2011年6月成立、2012年10月施行。正式名称を、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援などに関する法律」という。

障がい福祉サービス

障害者自立支援法においては、個別給付としての自立支援給付に係る諸サービスについて使われ、具体的には、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を指す。

身体障害者手帳

手帳交付の対象者は、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、肝臓機能、じんぞう機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全による免疫の機能に障がいのある人。障がいの程度により1級から6級までの区分があり、1級が最も重い程度となる。

精神障害者保健福祉手帳

手帳交付の対象者は、精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方で、統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病、及びその他の精神疾患のすべてが対象であるが、発達障がいも含まれる。障がいの程度により1級から3級までの区分があり、1級が最も重い程度となる。

た行

地域生活支援事業

地域の実情に応じて柔軟に行われることが望ましい事業として、相談支援、移動支援、日常生活用具、手話通訳などの派遣、地域活動支援センターなどの事業が地域生活支援事業として法定化された。これにより都道府県及び市町村が柔軟に事業を展開できるようになった。

地域自立支援協議会

相談支援事業を始めとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりのため、地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援体制に関して定期的な協議を行う場として市町村が設置する。

注意欠陥/多動性障がい (A D / H D)

年齢あるいは発達に釣り合いな注意力及び、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

特別支援学校

平成19年4月から学校教育法の改正により、盲学校、ろう学校及び養護学校が「特別支援学校」として規定されることとなった。

特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなった。

な行

難病

難病とは、原因が定かでなく、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。難病の一部については、医療費の患者自己負担分が公費で負担される。

日中活動の場

昼のサービスを提供する、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、地域活動支援センターのこと。

ノーマライゼーション

1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念のひとつ。障がいのある人、ない人、お互いが区別されることなく社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿である。

は行

福祉医療費

国民健康保険や社会保険などで診療を受けた際に、自己負担しなければならない費用（一部負担金）を公費で負担するもの。

保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がいのある児童、または今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所などにおける集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導などの支援。

放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に実施し、障がいのある児童の放課後などの居場所を提供する。

ら行

ライフステージ

人生の段階区分のこと。乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期などという呼び方やその他区分がある。

療育

子どもを抱えている困難さを理解し、社会的自立に向けた配慮ある育て。

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。
A（過去にAの判定を受けた人でA 1・A 2の判定を受けていない人）、A 1（最重度）、A 2（重度）、B 1（中度）及びB 2（軽度）の4種類となっている。

第3期栗東市障がい福祉計画

策定 / 平成 24 年 3 月

発行 / 栗東市 健康福祉部 社会・障がい福祉課

〒520-3088

栗東市安養寺 1 丁目 13 番 33 号

T E L 077-551-0113

F A X 077-553-3678

H P <http://www.city.ritto.shiga.jp/>

E - M A I L shakaishogai@city.ritto.lg.jp